

## 飼料稻フル活用緊急対策事業実施要領

21生畜第434号  
平成21年5月29日  
農林水産省生産局長通知

### 第1 趣旨

飼料稻フル活用緊急対策事業実施要綱（平成21年5月29日付け21生畜第434号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業については、実施要綱によるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 事業の内容

#### 1 作付拡大

(1) 実施要綱別紙の取組内容欄に掲げる「作付拡大」とは、平成20年度の取組面積からの拡大とし、その面積は農業者ごと及び要綱別紙取組内容欄の区分ごとににおける、取組要件欄に掲げる要件を満たす面積の合計から平成20年度の取組面積の合計を減じた面積を基本とし、助成対象面積を算定する。

なお、平成20年度の取組面積については、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知。以下「耕畜連携事業実施要綱」という。）別紙2の取組内容欄の区分ごとの取組要件を満たした面積とし、取組内容欄に掲げる「団地化の取組」、「稻発酵粗飼料の生産」及び「わら専用稻の生産」はそれぞれ実施要綱別紙の取組内容欄に掲げる「作付拡大に伴う団地化の取組」「作付拡大に伴う稻発酵粗飼料の生産」及び「作付拡大に伴うわら専用稻の生産」の取組として扱うこととする。

(2) 農業者間の取決めによりブロックローテーションを実施している場合は、ブロックローテーション参加者全員の作付面積の合計により作付拡大の面積を算定するものとする。

(3) 平成21年度以降に設立された団体（実施要綱別紙の助成対象者欄に掲げる団体をいう。）の場合、平成20年度の取組面積は、それぞれの構成員の平成20年度の取組面積の合計とし、助成対象面積を算定するものとする。

(4) 農外から新規参入した者にあっては、平成20年度における取組面積は0として助成対象面積を算定するものとする。この場合の農外からの新規参入した者は、親族の農業経営を継承した個人を除くものとする。

#### 2 助成対象者

(1) 助成対象者については、助成の対象となり得る水田に係る権原を有する者又は主要作業を実施する者が、本事業の助成金を受け取ることについてあらかじめ協

議をし、1つの取組について助成対象者を1に限定するものとする。

- (2) 実施要綱別紙の助成対象者欄の「低コスト化や高品質化を推進」とは、水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知）第2の7の（3）に掲げる要件に準じることとする。

### 3 助成の対象となる取組及び要件

- (1) 実施要綱別紙の作付拡大に伴う団地化の取組の項の取組要件欄の生産局長が別に定める飼料作物は、別紙1に掲げる飼料作物とする。
- (2) (1)において定める飼料作物を除き、都道府県協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の1に定める都道府県都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産を推進する必要があると認める飼料作物については、あらかじめ地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に別紙2により協議するものとする。
- (3) 都道府県協議会長は、実施要綱別紙の作付拡大に伴うわら専用稲の生産の項の取組要件欄における地方農政局長等との協議を毎年行うこととする。ただし、次年度に当該協議により既に指定された品種を使用する場合において、品種の使用について届出を行うときは、この限りでない。
- (4) (2)の協議及び(3)の届出については、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付18生畜第2750号農林水産省生産局長通知。以下「耕畜連携事業実施要領」という。）第2の2の（2）に掲げる協議又は届出をもって代えることができる。
- (5) 取組を実施するに当たっては、飼料を生産する者と飼料を利用する者との間で耕畜連携事業実施要領第2の2の（2）のエに準ずる利用供給協定を締結（自家利用の場合は、自家利用計画を策定）するものとする。
- (6) 地域協議会（水田農業構造改革対策実施要綱第4の2に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）は、助成の対象となる取組について、実施要綱及び本要領に定める要件に付加して要件を設定できるものとし、この場合には、実施要綱第5の2の飼料稲フル活用地域計画書に当該要件を記載するものとする。

### 4 助成の対象となり得る水田等

- (1) 実施要綱別紙の助成対象者欄の生産局長が別に定める助成の対象となり得る水田等は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5に定める助成の対象となり得る水田等とする。

ただし、飼料作物の生産が行われた水田等のうち、取組に係る年度と同一年度に水稻（米穀の生産調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3の2に定める新規需要米（青刈り稻・わら専用稻・稻発酵粗飼料用稻、飼料用米、援助米及び試験研究米）を除く。）が作

付けられた水田は除くものとする。

- (2) 同一のほ場で同一の年度に複数の取組が行われた場合にあっては、そのうちのいくつかの取組を選択してそのほ場を選択した取組ごとに助成対象面積とすることができます。助成対象者は、この場合にあっては、実施要綱第5の2の4の(4)の飼料稻フル活用営農計画書に複数の取組を実施する旨を記載するものとする。
- (3) 耕畜連携水田活用対策事業（以下「耕畜連携事業」という。）の助成の対象となった水田に対する本事業の助成は原則として認めないものとする。

## 5 助成金の計算方法

助成金の計算方法は、次式により助成対象者ごとに行うものとする。その際、単価は10アール当たり13千円以内、単位は円、小数点以下は切り捨てとする。

$$\text{助成対象者への助成額} = \text{助成対象面積} \times \text{単価}$$

## 第3 事業実施手続

### 1 飼料稻フル活用緊急対策計画書の作成

- (1) 都道府県協議会長は、別紙3により実施要綱第5の1の(1)の飼料稻フル活用緊急対策計画書を作成するものとする。
- (2) 地方農政局長から承認を受けた飼料稻フル活用緊急対策計画書は、変更申請の期限が過ぎた後に内容の変更を行うことは原則として認めないものとする。

なお、実施要綱第5の1の(2)の飼料稻フル活用緊急対策計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 2に掲げる飼料稻フル活用地域計画書の追加

ウ 事業費の30%を超える増減

### 2 飼料稻フル活用地域計画書の作成

- (1) 地域協議会長は、別紙4により、実施要綱第5の2の(1)の飼料稻フル活用地域計画書を作成するものとする。
- (2) 実施要綱第5の2の(3)の飼料稻フル活用地域計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。
- ア 事業の中止又は廃止
- イ 実施要綱別紙に掲げる取組の追加
- ウ 事業費の30%を超える増減

### 3 飼料稻フル活用営農計画書の作成

- (1) 助成対象者は、別紙5を例として地域協議会が作成した様式により、実施要綱第5の3の飼料稻フル活用営農計画書を作成するものとする。
- (2) 2以上の地域協議会の区域において助成の対象となる取組を行う者は、その者

の住所又は主たる事務所が所在する市町村を区域とする地域協議会長に飼料稻フル活用営農計画書を提出するものとする。

#### 4 都道府県協議会業務方法書の作成

都道府県協議会は、事業を実施しようとする年度の7月31日までに、実施要綱第5の4の(1)の業務方法書の承認の申請を行うものとする。

#### 第4 補助金等の額の通知

地域協議会は、助成対象者に助成金を交付するときは、当該助成対象者にその額を通知するものとする。

#### 第5 事務経費の使途

都道府県協議会は別紙6に掲げる範囲内で、地域協議会は別紙7に掲げる範囲内で、本事業の実施に必要な事務経費についても助成を受けることができる。

#### 第6 事業の実績等の報告

地域協議会長は、別紙8により実施要綱第6の都道府県協議会への報告を事業を実施した翌年度の4月30日までに行うものとし、都道府県協議会長から地方農政局長への報告は、別紙9により速やかに行うものとする。

#### 第7 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、本事業に係る事務の一部を他の者に委託して実施することができるものとする。

#### 第8 他の施策との関連

実施要綱第9のその他関連する施策との連携は、次に掲げるものとする。

##### 1 環境と調和のとれた農業生産活動の推進との関係

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

なお、助成対象者が耕畜連携事業の補助金を受領しており、耕畜連携事業実施要領第9の2により点検シートを提出している場合は、この限りではない。

##### 2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の受益者のうち配合飼料を購入している畜産農家等は、「配合飼料価格安

定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」の各業務方法書の基本契約を締結し、さらに毎年度行われる数量契約を継続して締結するものとする。また、前年度において契約を締結していない畜産農家等は配合飼料価格安定制度への加入に努めるものとする。

## 第9 その他

- 1 生産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長が別に定めるものとする。

### 飼料作物の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スードングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稻、稻発酵粗飼料用稻、わら専用稻、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブルムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファアルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

番号  
年月日

生産局長  
○○農政局長 殿  
沖縄総合事務局長

住所  
○○○都道府県水田農業推進協議会  
会長 【印】

平成○○年度に係る飼料稻フル活用緊急対策事業における助成対象飼料作物の協議について

飼料稻フル活用緊急対策事業実施要領（平成21年5月29日付け21生畜第434号農林水産省生産局長通知）第2の3の（2）の規定に基づき、下記の飼料作物を助成対象として指定したいので、協議する。

記

1 指定したい飼料作物の草種、品種及び特性

2 選定理由

（地域での栽培条件との適合状況、地域への導入状況等について、具体的に記入すること。）

添付資料：○○農政局長が、必要として添付を求めた資料等

【わら専用稻の品種の指定の場合】

1 指定したいわら専用稻の品種及び特性

2 選定理由

（地域での栽培条件との適合状況、地域への導入状況、主食用米への混入防止の確実性等について、具体的に記入すること。）

3 子実の供給方法

（子実の供給方法を記入すること。）

添付資料：都道府県知事と都道府県水田農業推進協議会との協議文書（写）

○○農政局長が、必要として添付を求めた資料等

※ 実施要領第2の3の（3）により届出を行う場合は、件名中の「協議について」を「届出について」、本文中の「第2の3の（2）」を「第2の3の（3）」、「助成対象として指定したいので、協議する」を「助成対象として指定する旨、報告する」とするものとする。

番号  
年月日

生産局長  
 ○○農政局長 殿  
 沖縄総合事務局長

住所  
 ○○県（都道府）水田農業推進協議会  
 会長 印

## 平成○○年度飼料稻フル活用緊急対策計画書の申請について

飼料稻フル活用緊急対策事業実施要綱（平成21年5月29日付け21生畜第433号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（1）の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。

記

## 平成○○年度 飼料稻フル活用緊急対策計画書

## ○総括表

(単位：円)

	計画額 (A)	その他 (B)	合計 (A+B)
飼料稻フル活用緊急対策事業			
事務費			
合計			

## 1 飼料稻フル活用緊急対策事業の補助金の活用について

### (1) 取組目標

[ ]

### (2) 基本的な配分の考え方

[ ]

### (3) 当該年度の具体的な配分の方法

[ ]

## 2 地域協議会への配分計画

地域協議会の名称	配分予定額 (円)	備 考
合計		

### 【作成上の留意事項】

- 1 地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄県総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に承認を申請するものとする。
- 2 飼料稻フル活用地域計画書の追加又は変更の承認があった場合には、都道府県協議会長は事業実施年度の12月31日までに、当該計画書の変更承認申請を地方農政局長等に行うものとする。  
なお、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 3 地域水田農業ビジョンとの関係  
地域水田農業ビジョンに定められた方向性と整合を図るよう努めるものとする。

番号  
年月日

〇〇県（都道府）水田農業推進協議会長 殿

住 所  
〇〇地域水田農業推進協議会  
会 長

印

平成〇〇年度飼料稻フル活用地域計画書の申請について

平成〇〇年度飼料稻フル活用地域計画書を作成したので、飼料稻フル活用緊急対策事業実施要綱（平成21年5月29日付け21生畜第433号農林水産事務次官依命通知）第5の2の（1）の規定に基づき、承認を申請する。

添付書類 平成〇〇年度飼料稻フル活用地域計画書

平成〇〇年度 飼料稻フル活用地域計画書

〇〇地域水田農業推進協議会

1 本協議会の範囲

本協議会の範囲は〇〇市内とする。

2 水田における飼料作物の作付の確認方法

ア 本協議会における助成対象とする水田は次のとおりとする。

- ① 〇〇市内に在住する農業者が使用収益権を有する水田
- ② .....

イ 助成対象水田は以下の情報により確認

水田台帳（農地基本台帳）及び〇〇市長から提供された情報により確認。

3 助成金の活用計画

取組内容	活用額	支払時期	備 考

#### 4 取組ごとの内容

取組内容	稲発酵粗飼料の生産	・・・・	・・・・
効果			
確認方法			
助成水準 (助成額の算定方法)			
単価調整の方法			

注1：「3 助成金の活用計画」の取組内容ごとに作成し、都道府県協議会が定める飼料稲フル活用緊急対策計画書を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるよう、具体的に記入すること。

2：「効果」の欄には、当該取組に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会での水田における飼料作物生産拡大等への助長にどのように寄与しているかといった観点から記入すること。

3：単価調整は、予算額を超える取組を実施した場合は、予算額の範囲内で単価を減額して交付することとし、既に設定している単価を超える増額調整は実施しない旨を記載すること。

#### 【作成上の留意事項】

- 1 毎年度、都道府県協議会長が指示する日までに、承認を申請すること。
- 2 耕畜連携水田活用計画書の変更は、事業を行う年度の12月31日までに承認の申請をすること。  
なお、変更前と変更後の予算額や配分予定額等を容易に比較対照できるように、活用額について変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、助成単価の変更は認めない。

## 別紙 5

平成 年度 (平成 年産) 飼料稻フル活用當農計画書(兼確認野帳・助成金申請書)

市町村名 (コード:A)  
地名番号  
(コード:B)  
地名番号  
(コード:C)  
集落名  
(コード:D)  
地域協議会

農業者 氏名	住所
印	

## 農業者記載欄(面積助成関係)

水田等の 番号	地名地番 (大字、字、集落地番)	作物 作期	水田等 面積 面積面積	作物等 付面積	飼料作物 等	地権者 (権利者有 する者)	新規開 拓年月		耕畜延 搬水田活 用対策助成 件	耕畜延 搬水田活 用対策助成 件	水田等有 効活用促 進対策助成 件	飼料稻フル活用緊 急対策助成 件	飼料稻フル活用緊 急対策助成 件	出作地 市町村名	出作地 市町村名	備考	備考	備考
							地 區 名	市 町 村 名										
計				a' m <sup>2</sup>														
				a m <sup>2</sup>														
				a m <sup>2</sup>														
				a m <sup>2</sup>														
				a m <sup>2</sup>														

## 農業者記載欄(助成金の振込先)

金融機関 番号	支店 番号	窓口 番号	農業者 電話番号
			印

(確認メモ)

※ 農業者記載欄について、太枠で囲むなど農業者にわかりやすい様式となるよう留意すること。

#### <農業者記載欄の記入上の注意>

- 「水田等の番号」の欄には、産地確認立対策、耕畜延携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策と整合性を図るように記入すること。
- 「地名(地番)」の欄には、助成水田の確認のため、必ず記入すること。
- 「作期」の欄には、年度内における水稻作付け及び水稻以外の作物作付け等の早い順に「1」、「2」、「3」と記入すること。
- 「水田等面積」の欄には、畦畔を含まない田本地面積を記入すること。
- 「飼料作物作付け等面積」の欄には、耕地ごとの面積を、1m<sup>2</sup>未満を切り捨てて記入すること。
- 「地権者(権原を有する者)」の欄には、地権者(権原を有する者)と交付金等を記載すること。
- 「新規開田年月」の欄には、昭和50年産の水稻収穫期後、新たに水稻の作付けが可能なとした新規開田地について、その開田年月を記入すること。
- 「耕畜延携水田活用対策助成」の欄には、助成対象となる飼料作物の該当場所ごとに、「田地化における飼料生産(2ha以上1田地)」「田地化における飼料生産は「1」、「田地化における飼料生産(1ha以上2田地以上)」の欄には、「1」、「稻発酵粗飼料用稻の生産」の欄には、「3」、「わら専用稻の生産」の欄には、「2」、「水田放牧の取組」の欄には、「5」、「資源循環(堆肥還元)の取組」の欄には、「4」、「水田等有効活用促進対策助成」の欄には、「6」を記入すること。
- 「水田等有効活用促進対策助成」の欄には、「1」、「田地化における飼料作物の該当場所ごとに、田地化における飼料生産(2ha以上1田地)」の欄には、「1」、「稻発酵粗飼料用稻の生産」の欄には、「2」、「稻発酵粗飼料用稻の生産」の欄には、「3」、「わら専用稻の生産」の欄には、「4」を記入すること。
- 「備考」の欄には、地域段階で必要な記入項目を決めた場合に、記載すること。
- なお、水田等有効活用促進交付金等營農計画書等と共通の様式としている場合には、作物名等欄に「飼料用米」と記載し、備考の欄には「わら専用稻の取組を含む」等の記載をすること。
- 「助成金の振込先」の欄には、助成金の振込先のデータを記入すること。

#### <協賛金担当者確認・記載欄の記入上の注意>

##### 1 確認・記載欄の記入上の注意

- 各項目の確認内容について○印を付けること。なお、特に次の点には留意すること。
- 「助成水田該当」 適：助成水田の要件を満たす場合  
不：助成水田の要件を満たさない場合
  - 「使用収益権」 1：自作地 2：小作地 3：全作業等受託地  
○ 「水田等の面積」 1：扶養細目書 2：土地登記簿 3：固定資産評価台帳  
4：実測 5：水田台帳等
  - 「作物等要件」 適：作物等の要件を満たさない場合  
※数量助成関係含む 否：作物等の要件を満たさない場合
  - 「地権者確認」 適：全作業委託等が確認できること  
否：全作業委託等が確認できない場合
  - 「耕畜延携水田活用対策助成要件」 適：要件に適合することが確認できる場合

- 否：要件に適合することが確認できない場合
- 適：要件に適合することが確認できる場合
- 否：要件に適合することが確認できない場合
- 適：要件に適合することが確認できる場合
- 否：要件に適合することが確認できない場合

##### 2 その他記載欄の記入上の注意

- (1) 「耕畜延携水田活用対策助成要件」の「耕畜延携番号」、「飼料稻フル活用緊急対策助成要件」の「飼料稻フル活用番号」については、助成要件に該当する場合のみ記入すること。
- (2) 「耕畜延携水田活用対策助成要件」の「田地化番号」、「飼料稻フル活用緊急対策助成要件」の「田地化番号」については、助成要件に該当する場合において記入すること。
- (3) 「田地化番号」は、次のアからカまでのうちの該当するものに○印を付けること。  
ア 当該水田等が市街化区域に属する場合であって、生産緑地に該当するか知事と協議して定めた区域に属する場合  
イ 当該水田等が市街化区域に属する場合であって、ア以外の場合  
ウ 当該水田等が市街化区域の区分が定められない都市計画区域の用途地域内にある場合  
エ 当該水田等が農用地区域に属する場合  
オ 当該水田等が農地活性化土地区划整理事等に係る転用予定地である場合  
カ アからオまでいすれにも該当しない場合
- (4) 「出作地」の欄には、当該水田等が地区外にある場合にその所在地の市町村名、地区名、集落名を必要に応じて記入すること。
- (5) 法人格を有しない団体(特定農業団体や特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織等)が計画書を作成する場合は、「農業者氏名」の欄には、団体名及び団体の代表者名を記入し、「住所」の欄には、団体の代表者の住所又は団体の事務所の住所を記入すること。

##### 3 提出期限

- (1) 飼料稻フル活用營農計画書(確認野帳・助成金申請書)を、○○月○○日までに、自らが参加する生産調整方針作成者を経由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は地域協議会に直接提出すること。  
(2) なお、計画書に変更がある場合には、○○月○○日までに、自らが参加する生産調整方針作成者を経由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は地域協議会に申し出ること。

- <その他>  
地域の実情に応じて、耕畜延携水田活用対策營農計画書、水田農業構造改革交付金(产地確立交付金)等營農計画書、作付拡大營農計画書等と一緒に申請することは差し支えない。

## 都道府県水田農業推進協議会自らの活動に必要な経費の内訳

区分	内容
1 謝金	都道府県水田農業推進協議会会員（都道府県及び都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都道府県本部（都道府県経済農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合を含む。）及び都道府県主食集荷協同組合（全国主食集荷協同組合連合会の構成員であって、当該都道府県協議会の区域で米穀の出荷又は販売の事業を行う者の組織する団体をいう。）の役職員を除く。）及び都道府県水田農業推進協議会会員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅費	都道府県農業推進協議会会員（事務局員を含む。）及び外部専門家等に対する旅費
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雜役務費、消耗品費（自動車燃料費を含む。）、借料及び損料、会議費（会議用弁当、茶菓子、賄料等）、備品（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	都道府県水田農業推進協議会の行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、会議等の出席、助成金の交付要件確認、地域水田農業推進協議会に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

地域水田農業推進協議会自らの活動に必要な経費及び集団等が  
行う研修、会議等の開催に必要な経費の内訳

区分	内容
1 謝金	地域水田農業推進協議会会員（市町村及び農業協同組合の役員並びに農業委員会の委員を除く。）及び地域水田農業推進協議会会員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費 研修、会議等の講師に対する謝金及び報償費
2 旅費	地域水田農業推進協議会会員（事務局員を含む。）及び外部専門家等に対する旅費 研修、会議等の講師に対する旅費 研修等の出席者に対する研修等旅費
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（自動車燃料費を含む。）、借料及び損料、会議費（会議用弁当、茶菓子、賄料等）、備品（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	地域水田農業推進協議会の推進活動の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、研修・会議等の出席、助成金の交付要件確認等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

番 号  
年 月 日

○○県（都道府）水田農業推進協議会長 殿

住 所  
○○地域水田農業推進協議会  
代表者名 印

平成○○年度飼料稻フル活用緊急対策事業の事業実績報告書の提出について

飼料稻フル活用緊急対策事業実施要綱（平成21年5月29日付け21生畜第433号農林水産事務次官依命通知）第6の規定に基づき、事業実績報告書を提出する。

記

1. 事業内容：別添「取組実績表」を参照。
2. 農業者等明細：別添「農業者別明細表」を参照。

(別添)

平成〇年度 飼料稲フル活用緊急対策事業の取組実績表

助成対象者区分	助成区分	助成対象者 数 (人)	助成対象 面 積 (m <sup>2</sup> )	助成単価 (円/m <sup>2</sup> )	事業費 (円)	国庫補助金 (円)		備考
						①	②	
事務費	团地化 稲発酵粗飼料 わら専用稲	—	—	—	—			
合計	团地化 稲発酵粗飼料 わら専用稲							
事務費		—	—	—	—			

注1:「助成対象者区分」の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産集団の別を記入すること。

2:「助成対象者区分」の欄の事務費の欄には、当該協議会で使用した事務費を記入すること。

3:「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。

4:電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができる。

(別添)

農業者別明細

地域水田農業推進協議会名

助成対象者情報	助成対象者区分	助成区分	助成対象面積 (m <sup>2</sup> ) ①	助成単価 (円/m <sup>2</sup> ) ②	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円) ④=①×②	備考
	団地化						
	稻発酵粗飼料						
	わら専用稲						
	小計						

注1:「助成対象者情報」の欄には、農家番号、助成対象者等を記入すること。

2:「助成対象者区分」の欄には、①認定農業者、②特定農業団体、③生産集団を記入すること。

3:「助成単価」の欄には、①地域協議会が定める単価を記入すること。

4:電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式)で作られた記録をいう。)によることができる。

番号  
年月日

生産局長  
○○農政局長 殿  
沖縄総合事務局長

○○県（都道府）水田農業推進協議会長

平成○○年度飼料稻フル活用緊急対策事業の事業実績報告書総括表の提出  
について

飼料稻フル活用緊急対策事業実施要綱（平成21年5月29日付け21生畜第433号  
農林水産事務次官依命通知）第6の規定に基づき、事業実績報告書総括表を提出する。

記

1. 事業内容：別添「取組実績表（総括表）」を参照。
2. 農業者等明細：別添「地域水田農業推進協議会別明細表」を参照。

## (別添)

平成〇年度 飼料稲フル活用緊急対策事業の取組実績表（総括表）

助成対象者区分	助成区分	助成対象者 数 (人)	助成対象 面 積 (m <sup>2</sup> ) ①	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円) ④=①×②	備考
団地化						
稻発酵粗飼料						
わら専用稲						
事務費		—	—			
合計	団地化					
	稻発酵粗飼料					
	わら専用稲					
事務費		—	—			

注：地域水田農業推進協議会ごとの合計を記入すること。

(別添)

地域水田農業推進協議会別明細

地域水田農業推進協議会名	
--------------	--

助成対象者区分	助成区分	助成対象者 数 (人)	助成対象 面 積 (m <sup>2</sup> ) ①	助成単価 (円/m <sup>2</sup> ) ②	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円) ④=①×②		備考
						国庫補助金 (円)	備考	
団地化								
稻発酵粗飼料								
わら専用稲								
事務費		—	—	—	—			
合計	団地化 稻発酵粗飼料 わら専用稲							
事務費		—	—	—	—			

注1: 「助成対象者区分」の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産集団の別を記入すること。  
2: 「助成対象者区分」の欄の事務費の欄には、当該協議会で使用した事務費を記入すること。

3: 「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。  
4: 電算機等による処理の場合には、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式)によることができる。